

第2章 計画策定の視点

(1) 前期計画の評価

前期期間（平成23年度から平成28年度まで）のうち、平成27年度までの取組実績に基づき、基本施策の進捗状況について総括した結果、目標を達成した★★★が4つ、目標をおおむね達成した★★が4つ、目標未達成の★は該当なしでした。このことから、前期計画は総じて順調に進捗したと考えられます。ただし、分野ごとに今後の取組課題が残されていることから、後期計画ではそれらの課題へ着実な対応を図ります。

（※ 前期計画の取組実績の評価の詳細については資料編を参照のこと。）

表1 前期計画の進捗評価

基本目標	基本施策	進捗評価
Ⅰ みどり豊かなまちをつくる	Ⅰ-1 ふるさとのみどりと水を創出する	★★☆
	Ⅰ-2 みどりを愛し育む活動を広げる	★★☆
	Ⅰ-3 まちなみを守り育てる	★★☆
Ⅱ 環境に配慮したまちをつくる	Ⅱ-1 地球温暖化対策を強化する	★★★
	Ⅱ-2 循環型社会 ² を構築する	★★★
	Ⅱ-3 安全で暮らしやすい地域環境をつくる	★★★
Ⅲ 学びと行動の環を広げる	Ⅲ-1 環境学習・環境教育を促進する	★★☆
	Ⅲ-2 協働による取組を広げる	★★★

※ 環境指標と事業実施状況の両面から各基本施策の進捗を評価。★の数が多いほど十分な進捗が見られたことを表す（★3つが最高評価）。

² 廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用および適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会のこと。

(2) 「みどりの風吹くまちビジョン」等が示す環境政策の方向

みどりの風吹くまちビジョンでは、後期計画との関連が深い戦略計画として、「住宅都市にふさわしい自立分散型エネルギー社会へ」、「農の活きるまち練馬」および「みどりあふれるまちづくり」を位置づけています。

これに基づき、住宅都市練馬にふさわしい自立分散型エネルギー社会の実現をめざした「練馬区エネルギービジョン」を平成 28 年 3 月に策定しました。また、みどり施策の一層の推進に向け、みどりの量だけでなく区民実感に即したみどりの質の評価にも着目した「みどり施策の新たな考え方」の構築に取り組んでいるほか、更なるリサイクルの推進とごみの発生抑制を推進するため練馬区第 4 次一般廃棄物処理基本計画を策定しました。

区政改革計画では、区の最大の魅力である「みどりに恵まれた、利便性の高い住宅都市」を、さらに豊かにし、将来の世代に引き継ぐために、みどりを守り育てる取組を区民とともに進めることとしました。

後期計画では、みどりの風吹くまちビジョンのほか、関連計画の施策を体系化し、その推進に取り組みます。

(3) 国および東京都の動向

国は、東日本大震災の約 1 年後にあたる平成 24 年 4 月、「第四次環境基本計画」を閣議決定し、環境行政の究極目標である持続可能な社会を、「低炭素³」「循環」「自然共生⁴」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけました。

地球温暖化対策においては、温対法第 8 条第 1 項に基づく地球温暖化対策に関する計画である、「地球温暖化対策計画」を平成 28 年 5 月に閣議決定し、温室効果ガス削減の中期目標を「2030 年度（平成 42 年度）までに 2013 年度比（平成 25 年度比）で 26%削減」と決定しました。そして、途上国を含むすべての国が参加する新たな地球温暖化対策の国際的な枠組みとして発効したパリ協定を、平成 28 年 11 月に正式に批准したことで、2030 年度に向けた温室効果ガス削減目標が国際公約となりました。

みどり施策においては、平成 28 年 6 月に「これからの社会を支える都市緑地計画の展望」（国土交通省国土技術政策総合研究所資料）をまとめています。人口減少社会を迎えた中、都市の持続可能性を高めるみどりの多様な機能に注目し、みどりの量的確保だけでなく質的向上が求められるという視点を紹介しつつ、みどりが持つ多機能性を発揮させることによって、都市における社会的課題を解決し、環境面・社会面・経済面の持続可能性を高めていくことが必要であると報告しています。

生物多様性の分野では、平成 22 年に開催された生物多様性条約⁵第 10 回締約国会議（COP10）で生物多様性の損失を止めるために採択された愛知目標⁶の達成に向け、「生物

³ 地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出量を削減するため、その主な排出源である化石エネルギーへの依存を低減した状態のこと。

⁴ 豊かな生物多様性を将来にわたって継承し、その恵みを持続的に得ることができる自然と共生すること。

⁵ 平成 5 年（1993 年）に発効した「生物の多様性に関する条約」のこと。

⁶ 生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)で公表された、生物多様性に関する 2011 年以降の世界目標のこと。

多様性国家戦略 2012-2020⁷」を平成 24 年 9 月に閣議決定しました。

循環型社会の形成に関しては、平成 25 年 5 月、「第三次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、最終処分量の削減など、これまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目しました。リサイクルに比べ取組が遅れているリデュース・リユースの取組強化、有用金属の回収、安心・安全の取組強化、3R⁸分野での国際協力の推進等を新たな政策の柱として掲げています。

東京都は、世界一の環境先進都市の実現をめざし、平成 28 年 3 月に新たな「東京都環境基本計画 2016」を策定しました。「最高水準の都市環境の実現」「サステナビリティ⁹」「連携とリーダーシップ」の 3 つの要素・視点を踏まえ、「スマートエネルギー都市¹⁰の実現」「3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進」「自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承」をはじめとする計 5 つの政策の柱を位置づけました。

東京都の温室効果ガス削減目標は、東京都環境基本計画 2016 において、「2030 年までに東京の温室効果ガス排出量を 2000 年比で 30%削減する」と定めています。(基準年度を 2013 年とした場合、削減目標は 38%に相当)。

これらを踏まえ、区は、地域における身近な課題から広域的な環境問題にまで幅広く対応するため、近隣自治体、東京都および国と連携しながら、住民に最も身近な基礎自治体としての役割を踏まえた施策を推進します。

コラム

パリ協定

平成 27 年にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) において、平成 32 年以降の新しい地球温暖化対策の国際的枠組みであるパリ協定が正式に採択されました。

パリ協定では、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追及する」という目標を打ち出しています。そのために、すべての国が、それぞれの国の事情に合わせ排出量削減に向けた目標を提出すること、その達成のための国内対策を講じることが義務付けられました。

パリ協定は、先進国だけでなく、途上国を含め条約に加盟するすべての国・地域を対象とする協定として画期的な国際合意と言えます。

今後の国際的な気候変動対策に向けた取組の進展が期待されています。



⁷ 生物多様性条約第 6 条に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本方針と、国のとるべき施策の方向を定めたもので平成 24 年に閣議決定された。

⁸ リデュース (発生抑制)・リユース (再使用)、リサイクル (再生利用) の英語の頭文字をとったもの。

⁹ 持続可能性を意味する英語のカタカナ表記。

¹⁰ 東京都環境基本計画 2016 の中でめざす、低炭素・快適性・防災力の 3 つを兼ね備えた都市のこと。